

審議会等の会議結果報告

1 会議名	平成30年度第1回津市地域自立支援協議会
2 開催日時	平成30年5月18日（金） 午後3時から午後5時まで
3 開催場所	津リージョンプラザ 2階第1会議室
4 出席した者の氏名	（津市地域自立支援協議会委員） 浅沼 千恵、池田 修一、市川 知律、 内田 佐登美、浦 幸生、後藤 勇介、 高鶴 かほる、千草 篤麿、塚本 順久、 内藤 充彦、藤川 保代、又市 婦美子、 水谷 多真子、水谷 久、本弘 路可、 山内 隆治、横山 美香 （事務局） 健康福祉部長 國分 靖久 健康福祉部次長 坂倉 誠 障がい福祉課長 松田 孝行 障がい福祉課調整・障がい福祉担当主幹 小林 千春 障がい福祉課障がい福祉担当主幹 前坂 明子 障がい福祉課障がい福祉担当副主幹 堀川 義隆 津市障がい者相談支援センター 藤川 弘行 津市障がい者相談支援センター 増田 登志子
5 内容	議事 （1）会長、副会長の選出について （2）平成29年度障害者差別解消専門部会の報告及び平成30年度委員の選出について （3）平成29年度津市地域生活支援拠点・基幹型相談支援センター整備検討委員会の協議結果の報告及び平成30年度委員の選出について （4）各ワーキンググループの開催結果について （5）平成29年度障がい者相談支援事業の実績報告 （6）平成29年度障がい児相談支援事業の実績報告 （7）平成29年度就業・生活支援事業の実績報告 （8）平成29年度障がい者虐待防止対応について （9）平成30年度事業計画について
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	0人

8 担当	健康福祉部障がい福祉課障がい福祉担当 電話 059-229-3157 E-mail 229-3157@city.tsu.lg.jp
------	---

議事の内容 別紙のとおり

(事務局)それでは、平成30年度第1回津市地域自立支援協議会に入らせていただきますが、その前に、本日の資料を確認させていただきます。

(資料確認)

(事務局)続きまして、事務局の職員を紹介させていただきます。

(事務局 自己紹介省略)

(事務局)ありがとうございました。それでは、平成30年度第1回津市地域自立支援協議会を開催いたします。事項書に従いまして議事を進めたいと思いますが、その前に、お手元の、「津市障がい福祉総合プラン」でございますが、このプランにつきましては、平成28年度、29年度において自立支援協議会で種々のご協議をいただきまして策定したものでございます。委員の皆様、改めまして本当にご協力ありがとうございました。このプランは、障害者基本法に基づく「津市障がい者計画」、障害者総合支援法に基づく「第5期津市障がい福祉計画」及び児童福祉法に基づく「第1期津市障がい児福祉計画」を一体的に策定したもので、計画期間は3年となっております。

津市障がい者計画は、津市における障がい者施策全般に関わる基本理念や主要施策を定めるものでありまして、第5期津市障がい福祉計画及び第1期津市障がい児福祉計画は、そのうちの自立支援への支援としての障がい福祉サービス等の見込量と必要なサービスを確保するための方策を定めるものでございます。今後、このプランに基づきまして施策を進めてまいりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

次に、当協議会の構成及び議事運営について説明をさせていただきますので、本日の資料のうち、「津市地域自立支援協議会設置要綱」をご覧ください。設置要綱の第3条をお願いいたします。協議会の構成についてでございますが、委員は20人以内で構成するとなっております。現在は19人でございます。第4条をお願いいたします。委員の任期は2年となっております。再任できるとなっております。第5条をお願いいたします。会長及び副会長については、協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定めとなっております。裏面の第6条をお願いいたします。会議については、会長が招集し、会長が議長となることとなっております。また、第2項で、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができないとなっております。第7条をお願いいたします。第2条に規定する協議事項のうち特定の事項について検討を行うため、協議会に専門部会を置くことができるとなっております。要綱の説明は以上でござ

ざいます。

本日の出席委員は、委員 19 名中 16 名でありますので、津市地域自立支援協議会設置要綱第 6 条第 2 項の規定により、過半数の出席を得られておりますことから、この会議は成立していることをご報告させていただきます。

それでは、議事に入ります。

まず、事項書の（１）、「会長、副会長の選出について」をお願いしたいと思います。協議会の設置要綱第 5 条第 1 項に、協議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により定めることとなっております。委員の皆様で選出をお願いしたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

(委員)事務局一任。

(事務局)事務局一任の声がありました。ほかはよろしいでしょうか。

(意見・質問等なし)

(事務局)ありがとうございます。それでは、事務局一任との声がありましたので、事務局案といたしましては、会長については千草委員に、副会長については高鶴委員をお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

(事務局)ありがとうございます。ご異議がないようでございますので、協議会会長は千草委員に、副会長は高鶴委員をお願いしたいと思います。

それでは、千草会長に以降の議事進行をお願いしたいと思います。会長席、副会長席への移動をお願いします。

(千草委員、高鶴委員 席の移動)

(事務局)それでは、千草会長、高鶴副会長、一言ごあいさつをよろしく申し上げます。

(千草会長、高鶴副会長 あいさつ省略)

(千草会長)それでは、議事に入らせていただきます。事項書（２）の「平成 29 年度障害者差別解消専門部会の報告及び平成 30 年度障害者差別解消専門部

会委員の選出について」、事務局から説明をお願いします。

(事務局)津市地域自立支援協議会設置要綱第7条に、特定の事項について検討を行うため、専門部会を置くことができとなっております。また、障害者差別解消法の第17条で、地方公共団体の機関は、障害者差別解消支援地域協議会を組織することができるとなっております。このため、津市では、津市地域自立支援協議会の専門部会を障害者差別解消支援地域協議会に代わるものとして組織をしております。平成28年度より組織された障害者差別解消専門部会においては、障害者差別解消についての周知啓発方法の検討や差別事例への対応状況の報告等を中心として協議を行っております。平成29年度の専門部会開催状況については、担当よりご説明をさせていただきます。

(事務局)平成29年度障害者差別解消専門部会の開催状況につきまして、実施状況は、第1回、第2回とそれぞれ開催しており、第1回の専門部会につきましては、平成29年5月19日（金）に開催し、内容につきましては、平成28年度の後期（10月～3月）において相談のあった事例の紹介、また、第2回の専門部会につきましては、平成30年2月23日（金）に、平成29年度の前期（4月～9月）におきまして相談のあった事例の紹介及び検討をさせていただきました。

また、津市の取組として職員研修を行っており、2回の研修を開催しました。まず1つ目は、読み書き（代読代筆）支援基礎講習会を行いました。こちらは平成29年8月14日に行いまして、内容としましては、読み書きに不自由のある方に対しての合理的配慮のひとつとして支援を行うことを目的に、読み書き支援の基本的技術の習得を行うことを目的に講習会を実施しました。また、平成30年2月22日には、障害者差別解消法の研修会で、講演内容としましては「福祉分野における障害を理由とする差別を解消する措置について」ということで講演をいただいております、代読代筆は50名、そして、差別解消法研修会は76名の職員が参加しました。

(千草会長)ありがとうございます。では、今の、平成29年度障害者差別解消専門部会の開催状況の報告につきまして、委員の皆さん方からご意見・ご質問等ございましたらお願いいたします。

(意見・質問等なし)

(千草会長)どうでしょうか。いかがでしょうか。では、続きまして、専門部会

委員の選出についての説明をお願いします。

(事務局)今回の委員改選に伴いまして、専門部会委員の選出をお願いしたいと思います。平成30年度は、年2回程度会議を開催したいと思いますが、基本的に、本会開催同日の本会終了後に開催を予定していますが、差別事案等で緊急を要する検討が必要となった場合は、別の日に開催をお願いする場合もございます。

(千草会長)それでは、専門部会委員の選出について、ご意見はございますか。特に何かご意見がなければ、事務局からということになりますか。

(事務局)はい。

(千草会長)委員の選出に関しまして、いかがでしょうか。

(意見・質問等なし)

(千草会長)ないようですので、では、事務局から事務局案をよろしくをお願いします。

(事務局)事務局案といたしましては、お配りした名簿案のとおりお願いしたいと存じます。昨年度は10名でしたけれども、今回、12名という体制で部会をお願いしたいと思います。

(千草会長)いかがでしょうか。名簿のとおりということですが、特に何かご意見等ございましたら。この委員の名簿の方もよろしいでしょうか。

(意義なしの声あり)

(千草会長)よろしいでしょうか。異議なければこれで決定させていただきます。ありがとうございました。それでは、その次の事項書の(3)「平成29年度津市地域生活支援拠点・基幹型相談支援センター整備検討委員会の協議結果の報告及び平成30年度委員の選出について」、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)津市地域生活支援拠点・基幹型相談支援センター整備検討委員会は、平成29年3月に設置し、新規事業であります地域生活支援拠点と基幹型相談支

援センターの津市における整備方針について、その必要性や求められる機能等について調査研究を行い、ご意見をいただきながら基本となる考え方をまとめていただいてまいりました。平成29年度の委員会開催状況につきましては、担当よりご説明をさせていただきます。

(事務局)平成29年度津市地域生活支援拠点・基幹型相談支援センター整備検討委員会の検討内容についてご説明をさせていただきます。この委員会は、平成29年2月の本会におきまして委員会設置の承認をいただきまして、平成29年3月から設置されております。平成30年2月の第4回の本会でも平成29年度の開催概要をご説明しておりますが、平成30年3月に第10回委員会を開催しまして、今回提出させていただきました検討内容報告案についてご意見をいただいたものでございます。

それでは、お送りしました資料の中の「資料3」をご覧くださいませでしょうか。1冊は「地域生活支援拠点の整備について」で、もう1冊は「基幹障がい者相談支援センターの設置について」です。「基幹障がい者相談支援センターの設置について」から始めさせていただきますと思います。

基幹障がい者相談支援センターの設置について、2ページ目から説明をさせていただきます。2ページ目は、現在の津市障がい者相談支援センターの設置状況等の推移です。平成18年の10月から4法人に委託をさせていただいて、この事業が始まりました。そして、平成21年には、4法人の方々に1か所に集まっていただいて、今の旧の津市社会福祉センターの2階で、この「津市障がい者相談支援センター」という機能が始まりました。そして、平成24年11月にセンターパレス3階へ移転をしています。平成25年4月にはセンター長を専任で配置し、平成28年4月には、障がい者差別解消窓口も設けております。平成24年10月には、障がい者虐待防止センターも併設としております。いろいろな機能が併設された機関として、現在も津センターパレスの3階で相談支援を行っています。3ページ目は津市障がい者相談支援センターの実績です。これは、平成26年、27年、28年のそれぞれの登録者数、どのような相談が多いかを示しています。この中で、相談内容では、不安の解消や就労に関する支援、社会参加等に関する支援は減少傾向にありますが、これは「計画相談」、障がい者の方のケアマネージャーのような役割の方たちが活動していただくようになりまして、随分と相談支援センターへの相談内容も変わってきているということを表わしておりまして、各種障がい福祉サービスや就労支援の取組が効果を表わしているものと思われます。続きまして、4ページ目、現状と課題です。地域の障がい福祉の中核として、基幹障がい者相談支援センターが特定相談支援事業所等への助言・指導や福祉サービス事業所職員

のスキル向上に関する研修企画及び地域の関係機関との連携体制の構築等を実施するためには、十分な実務経験や資格を有する人材の配置が不可欠となってきたと思います。今までは、一般相談も含めて全部支援センターで行っていたのですが、だんだんとその相談支援のあり方を重層的に行っていく形にしていきたいと考えております。次に、5 ページ目は、津市内の障がい福祉事業所数でございます。たくさんの障がい福祉施設がございます。6 ページ目、この中で申し上げたいことは、津市の特徴として、「指定特定相談支援事業所数の推移」というところがございまして、平成 24 年にこの事業が始まってきて、津市内のいろいろな法人等のご協力のもとに指定特定相談支援事業所の数が増えてまいりました。平成 29 年度では 33 事業所で、三重県内でもこの事業所数が一番多い地域となっております。ですが、相談支援専門員の資質の更なる向上や関係機関との連携強化を図ることが大事であると思っております。7 ページ目、これは、基幹障がい者相談支援センターの役割イメージです。基幹相談支援センターがどんなものかということで、これは、国が示しているイメージでございます。法的根拠としては、障害者総合支援法第 77 条の 2 第 2 項に、「市町村は、基幹型相談支援センターを設置することができる」となっています。「基幹障がい者相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行う。」ということで、「総合相談・専門相談」「地域移行・地域定着」「地域の相談支援体制の強化の取組」「権利擁護・虐待防止」というような大きく 4 つの項目をこなしていくというような役割でございます。8 ページ目でございます。基幹障がい者相談支援センター設置の必要性でございますが、3 項目目をご覧ください。これまで、津市障がい者相談支援センターが担当していた個々の障がい者への障がい福祉サービスのコーディネートや日々の心配事への対応などについては、より身近な相談支援専門員が対応するようになり、支援センターの業務の内容も変化してきました。そして、飛びまして、5 項目目の、津市地域自立支援協議会の議論の中でも、相談支援専門員の資質向上や計画相談支援事業所のあり方についての意見が出ており、相談支援専門員への助言指導、スーパーバイズができる人材が配置される基幹型相談支援センターの設置が必要とのご意見をいただいております。9 ページ目です。津市障がい福祉総合プランの中にも、この基幹相談支援センターを設置していくとしており、位置付けを書かせていただきました。10 ページ目は、新しい相談支援体制の考え方のイメージです。基幹障がい者相談支援センターを作って、特定相談にダイレクトにということではなくて、中間的な機関も必要ではないかということを考えていますけれども、その設置方法であるとか設置箇所数というのは、まだまだ検討の余地があります。11 ページ目の、事業の目的・全体計画につきましては、開設時期として

は、2019年度（平成31年度）を目標としています。12ページ目、地域自立支援協議会からの提案事項ということで、これが、平成30年2月の本会の後、整備検討委員会の中でご議論いただきまして、平成29年度の本会の提案事項ということで提出をさせていただいて、本日の本会でご了承をいただければ案を採りたいと考えております。基幹相談支援センターの設置については以上でございます。

では、続きまして、「地域生活支援拠点の整備について」を説明させていただきます。表紙の次の2ページ目は、国が示している地域生活支援拠点の資料です。地域生活支援拠点とは、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するということが大きな目標で、その、地域生活支援拠点等の整備手法のイメージとして、「あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。」と書いておりまして、市町村（圏域）と書いてありますものに、大きく2つの図があり、多機能拠点整備型と面的整備型としています。このようなイメージを国は示しております。3ページ目です。「地域生活支援拠点とは②」ですが、その中の中段のところの「必要な機能等」に記載された、5つの機能とはどういうことかということ、①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりというものです。この5つの機能のどれを組み合わせてもいいですし、地域の実情に合わせてつくっていただきますという方向性であります。4ページ目、よろしいでしょうか。津市障がい福祉総合プランに位置付けておりますので、お示ししております。そして、5ページ目が整備検討委員会での討議内容でございますが、平成29年3月に「地域生活支援拠点事業の検討課題について」という議題で始まりまして、平成29年4月には、事業内容の協議、実施内容の協議を行いました。平成29年5月には、計画相談事業所へのニーズ調査を検討しまして、それから、ショートステイの稼働率等の資料も作成しました。それから、平成29年7月に、そのニーズ調査の実施と結果確認をさせていただいたのと、委託方式、こちらについても少し検討をさせていただきました。平成29年12月には、整備する機能について、今後のスケジュールについて、平成30年2月に、緊急時についての考え方や必要なサービス事業所について検討をしました。平成30年3月に、今回提出させていただく資料の報告内容についての検討をさせていただいたところです。6ページ目が、整備方針の概要のイメージ図で、地域にいろいろな相談機関や支援機関がある中で、本人や家族の方をどのように支えていくのがいいのかということをお考えしていきたいというもので、これを具体的にわかりやすくなる

ように考えていきたいと思っています。最後に、7 ページ目が、地域自立支援協議会からの提案事項（案）としまして、特に2の津市のめざす地域生活支援拠点は、地域内の関係機関がネットワークを組み重層的に支援の輪が形成されるものであること。面的整備型を基本とし、津市の実情にあった形の整備を行うという報告をさせていただくということでご了承をいただきまして、本日の本会で皆様のご意見の結果によりまして、案を採らせていただきたいと思います。以上でございます。

(千草会長)では、2つの資料で説明していただきましたが、最初のほうが、基幹型相談支援センターの報告。後から、地域生活支援拠点の報告でございましたが、いかがでしょうか。基幹型相談支援センターで何かご質問等ございましたら。何もなければ案が採れるということでございますが、よろしいでしょうか。

(意見・質問等なし)

(千草会長)ありがとうございます。では、もうひとつの、地域生活支援拠点の整備について、何かご意見・ご質問等ございましたら。よろしいでしょうか。これは、第5期の期間の中で、地域生活支援拠点をつくっていかうということですね。

(事務局)そうです。

(千草会長)委員の皆さん、よろしいでしょうか。

(意見・質問等なし)

(千草会長)それでは、続きまして、この委員会の委員の選出ということについて説明をお願いいたします。

(事務局)今回の委員改選に伴いまして、委員会の委員の選出をお願いしたいと思います。平成30年度は年数回程度と考えています。

(千草会長)では、この委員会の委員の選出に関しまして、何かご意見等がございましたら。

(意見・質問等なし)

(千草会長)なければ事務局案を出していただくということですが、それでよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

(千草会長)では、事務局案をお願いいたします。

(名簿配布)

(千草会長)それでは、名簿が配られましたので、事務局から説明がありましたらお願いします。

(事務局)名簿に5人のお名前が記載されていると思います。継続性のある話ですので、昨年と同様にその5名の方をお願いをしたいと考えております。

(千草会長)では、事務局案の名簿ですけれども、いかがでしょうか。継続性があるということで、昨年に引き続きこの委員さんをお願いをしたいということでございますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

(千草会長)ありがとうございます。では、この名簿どおりということでお願いいたします。

それでは、次に、事項書(4)の「各ワーキンググループの開催結果について」説明をお願いします。

(事務局)では、各ワーキンググループの開催結果について、説明させていただきます。

本日、追加資料として配布させていただきました自立支援協議会の体系図という中にワーキンググループの図が載っておりますが、平成29年度は、こちらに載っております「くらし」ワーキング、そして、「地域移行」は、精神保健福祉班と施設入所班。そして、「しごと」ワーキンググループでは、準備支援班と企業開拓班。この5つのワーキングで話し合いを行いました。それぞれの会議の報告をさせていただきます。

まず、くらしワーキング会議ですけれども、それぞれのライフステージの中で発達や障がいに関する相談をしようとなったときに、「途切れ感が強い」と感じている保護者や関係者の方が多いという現状を踏まえて、平成29年度くらしワーキング会議では、平成28年度から継続して、途切れ感をなくすことをテーマに検討を重ねてきました。そして、これは当時の仮称ですが「途切れない支援のためのサポートブック」作りに取り組んできました。試行版ですが、完成したのが、今回、この後の資料の中にありますけれども、『「成長・発達に心配があるとき」「障がいがあるとわかったとき」～途切れない支援のために～つながるハンドブック』というものを作成させていただきました。内容につきましては、また後ほどまとめてお伝えさせていただきます。今後のくらしワーキング会議の取組としましては、このハンドブックを活用しながら、つながり感のある相談や支援を展開していけるようにしていきたいと考えております。

次に、しごとワーキンググループ会議の準備支援班の報告をさせていただきます。障がいのある方が就労を希望した際に、ニーズに沿った適切な窓口につながらず、たらい回しになっていたり、アセスメントが不十分なまま就労先や事業所に繋がっていたりすることもあります。そういった現状を踏まえて、29年度のしごとワーキング会議の準備支援班では、本人のニーズに合った支援に繋がれるように、インテークから専門相談に繋がるまでの流れをフローチャートで作成するとともに、インテーク時の聞き取り項目の整理と、本人の見立て、適切な事業所に繋ぐための連携を図るための支援ツールとして就労アセスメントシートを作成しました。今後の取組としましては、各就労移行支援事業所にこの就労アセスメントシートを活用していただいて、支援ツールとしての効果の把握と定着を図っていききたいと考えております。

次に、しごとワーキンググループ会議の企業開拓班の報告をさせていただきます。就労支援を行っていく中で、企業の求めている人材がわからない、求人票に書いてある仕事内容に合う方がいない、実習の受け入れをOKしてくださる企業が少ないという課題があり、29年度のしごとワーキング会議の企業開拓班では、支援対象者に合う職場開拓、職域開発を行っていくために、このワーキング会議の参加メンバーである就労移行支援事業所それぞれにモデルケースのプロフィールブックを作成していただきまして、皆で現在までの支援状況を共有し、今後必要なアプローチや、一般企業に繋がるまでに必要と思われる情報などについて意見交換を重ねてきました。今後の取組としましては、複数の支援機関での職場見学や、企業に渡す情報提供シートの質の向上、企業への職種・職域の提案について検討していきたいと考えております。

次に、地域移行ワーキング会議の報告をさせていただきます。地域移行ワー

キンググループ会議では、支援施設班と精神保健福祉班の2つのグループに分かれて、障害者支援施設からの地域移行と精神科病院からの地域移行について取組を進めてきました。まず、支援施設班では、昨年度は「入所施設班」と言っていたいますが、今年度からは「支援施設班」に変えさせていただきます。支援施設班では、津市の支援施設版地域移行ガイドラインである『地域の暮らしに戻るために～障害者支援施設から地域移行を目指す支援者向けのガイドブック～』を作成しました。内容については後ほどご説明させていただきます。また、平成28年度から29年度にかけて、利用者向け見学会と支援者向けの見学会も実施しました。利用者や支援者の方が地域の社会資源や地域移行について知ってもらう機会になりました。昨年8月には、支援施設班と精神保健福祉班の合同で、大阪府立大学の三田優子先生を講師に招いて、支援者向けの意思決定支援研修も開催いたしました。今後の取組としましては、ガイドブックを利用しながら、モデルケースを通してさらに検討を進めると、継続した見学会の実施、また、津市の地域に足りていない、必要な資源の提案や模索を行っていきたいと考えております。

また、29年度の精神保健福祉班では、『地域の暮らしに戻るために～精神科病院からの地域移行を応援するガイドブック～』を完成させることができました。また、社会資源見学会も実施し、入院されてみえる方、家族、ピアサポーター、支援者など多くの人が集まっていただくことができました。また、先ほどもお伝えしました、支援施設班と合同で意思決定支援講習を行いました。また、ワーキンググループ独自の地域移行支援支給量の目標値である「市内3つの精神科病院の入院者に対して平成29年度中に3件の地域移行支援を行う」という目標も達成することができました。また、会議のたびに顔を合わせることで、他職種の交流なども進めることができました。今後の取組としては、完成したガイドラインの普及と活用、社会資源見学会の実行委員会との連携、顔の見える関係づくりを行っていきたいと考えています。

(千草会長)ありがとうございました。

(事務局)補足で説明をさせていただきます。これまで、2年間、この今の3つの冊子作りでワーキングに取り組んできました。それで、前回、皆様に非常にご意見をいただきまして、一部修正し、30年度の制度改正を追加した形で今回まとめました。「つながるハンドブック」ですが、前々からの児童期から大人になるまでの相談とか支援は、「途切れ感が強い」というのが保護者の方とか関係機関の方から聞かれてきたわけです。そのため、このハンドブックを作りました。児童期から大人になるまでの行政機関とか事業所の関係者に参加をしていただき

ました。それぞれの支援機関がどんなことをしているのかというのがこれまで見えてこなかったのが、よく見えるようになり、わかるようになったということとか、ワーキングを通して顔の見える関係になったというのは、非常に大きな意義があったと思っています。障害者支援施設からの地域移行を目指す支援者向けのガイドブックですが、前回、「入所」という言葉を使っているいろいろな説明をしましたけれども、やはり「入所＝ゴール」というイメージが強いということもありまして、「障害者支援施設」という名称に統一をさせていただきました。障害者支援施設で施設入所支援を受けている。「入所というのは、契約による施設利用」という解釈の仕方でのガイドブックをまとめました。精神科病院からの地域移行を応援するガイドブックですが、「障害者支援施設からの地域移行を目指す」ということで進めてきたわけです。地域移行・地域定着という制度が整備されてきましたけれども、やはり、精神科病院からの地域移行というのは、なかなか進まないのが現状です。それを本当にわかりやすい形で、精神科病院に関係する支援者、看護師とかケースワーカーとか、それからご家族の方、それから当事者の方、みんなが使えるガイドブックが必要ということで、イラスト化してまとめました。この3種類のガイドブックを、先日、津市障がい者計画相談支援事業所連絡協議会の総会がございましたので、相談支援専門員にまずは説明をして、これから、相談支援専門員を中心に、また、入所施設とか精神科病院の関係される方を中心に広めていけたらと思っています。以上です。

(千草会長)はい、どうぞ。

(事務局)平成30年度につきましては、このパンフレットはまだまだ完成版という一般配布向けのものとは思っておりません。情報というのは本当に正しく伝わらないといけないということで、それを考えていくワーキングの中で、もう少しいろいろな資料を突き合わせながら、よりよきものを作っていくのと、来年度に向けて、どういう配布方法であったりとか、どういう、メディアというか、媒体で皆さんにお伝えしていくのがいいのかという、それも含めて検討をしていきたいと思っていますので、まだ、関係機関の方にも「一般配布はお控えいただいて、検証をしていただく段階です」というふうに言っておりますので、申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。

(千草会長)ありがとうございました。ガイドブックなど、ワーキンググループからたくさんの成果物が出ておりますが、何か、委員の皆さん、ご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。これは、イラストも委員の方が書かれたのですか。

(事務局)委員であつたりとか、当事者の方をお願いしたりとかして、本当にわかりやすい、親しみが込められたものになったと思っております。

(千草会長)ありがとうございます。では、よろしいでしょうか。

(意見・質問等なし)

(千草会長)特にご意見等ないようですので、それでは、次の事項書の（５）になりますが、「平成２９年度障がい者相談支援事業の実績報告について」説明をお願いします。

(事務局)平成２９年度障がい者相談支援事業の実績報告をさせていただきます。
「資料４」をご覧ください。平成２９年度の障がい者相談支援センターの実績ですが、障がいの方は、実人員として６５８名、身体障がいの方が１８８名、重症心身障がいの方が５名、また、知的障がいの方が２１０名、精神障がいの方が２７３名、発達障がいの方が２６名、高次脳機能障がいの方が９名、その他、手帳取得前の方など、もしくは、相談がありましたがその障がい名がはっきりと伝えていただけなかった方などのカウントとして６０名です。重複している方もいらっしゃいます。支援方法としては、訪問、来所相談、同行、電話相談、電子メール、個別支援会議、関係機関、その他など、それぞれの項目の件数を挙げまして、２万６８５件ありました。やはり、電話による相談が多いです。平成２８年度の実績と比べても１，６００件ぐらい増えております。また、電子メールは昨年度に比べると減少していますが、まだまだ数としては多いです。支援内容としましては、さまざまな項目で分類させていただいておりますが、指定特定相談支援事業所の方がそういった障がいの方の相談に乗っていただいている現状もありまして、福祉サービスの利用に関する支援というのは、昨年度よりは減っておりますが、まだまだ１万１，６５６件あります。また、不安の解消や情緒安定に関する支援なども３，９４７件と多いです。その他ですけど、１，３３０件とかなり件数が多いのですけれども、相談支援センターの近くまで来ると寄っていただいたり、特に相談というのはあるわけではないんですけれどもお電話いただいたりとか、メールなどをいただいたりとか、そういった件数がかかなりありまして、１，３３０件となっております。合計で２万１，２１９件の支援になっております。以上です。

(千草会長)ありがとうございます。では、今の報告に関しまして、ご意見等ご

ございましたら。いかがでしょうか。特によろしいでしょうか。

(意見・質問等なし)

(千草会長)はい。それでは、ありがとうございました。では、次に事項書の(6)「平成29年度障がい児相談支援事業の実績報告について」説明をお願いします。

(内田委員)今年度から三重県障がい児等療育相談支援事業の担当となりました内田佐登美と言います。よろしくお願いいたします。障がい児等療育相談支援事業は、長年、いなば園で受託し実施させていただいておりました。平成29年度までは津市障がい者相談支援センターで事業を実施させていただいておりましたが、個人情報管理についての指導が県からありましたことから、平成30年度から、いなば園で事業を行うことになりました。今回、平成29年度の実績を報告させていただきます。それでは、資料をご覧ください。平成29年度障がい児等療育相談支援事業の実績、1番目は、障がい児相談実人数、平成30年3月31日現在登録者数です。手帳種別では、身体の方が55名、療育の方が75名、精神の方が97名、その他につきましては、手帳をお持ちでない方が72名で、合計299名です。うち、平成29年度新規の登録者の方ですが、身体は15名、療育は25名、精神は57名、その他の方が55名ということで、152名です。299名から152名を引きますと、147名の方が以前から支援をさせていただいている方となります。

2番目は、障がい児相談件数です。実人数が750名、手法としまして、電話とか来所ですが、電話は1,818件、来所が144件、訪問が211件、会議参加が215件、助言・利用調整が728件、その他につきましては、ファックスとか郵便なんですけれども58件、合計3,174件です。これは、保護者の方とか各関係機関からの相談件数で、実人数が750人なので、電話とか来所とか訪問が重複している件数です。それぞれの手法でカウントして3,174件となりました。

3番目としまして、障がい児相談機関等からの相談件数です。福祉支援施設が576件、保育所・幼稚園・学校等が472件、医療機関が71件、企業・就労系事業所が685件、その他につきましては、下のところにありますが、障がい福祉課、児童相談所、教育委員会、こども支援課、保健センター、保護観察所、三重県難病相談センター、津市障がい者相談支援センター等です。合計が2,006件でした。

4番目の報告です。機能強化事業を実施しました。研修会は8回、専門職に

よる療育指導が1回、専門集団療育が2回です。

続きまして、次のページをめくっていただけますか。いなば園に事業を行うことになりましたので、新しくパンフレットを用意させていただきました。今年度4月からの状況ですけれども、1カ月に電話が100件ほどで、訪問、来所、会議、支援会議や進路会議の参加にも、昨年同様参加させていただいております。津市障がい福祉課の担当者、こども支援課の担当者と連携をさせていただきまして、サービスの低下に繋がらないような支援を行ってまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(千草会長)ありがとうございます。ただいま報告をいただきましたが、何かご質問等ございましたら。どうぞ、お願いします。

(市川委員)場所が移ったその理由を冒頭で説明していただいたのですが、もう一度聞かせていただいてもいいですか。

(内田委員)平成29年度に個人情報管理についての指導が県から入りました。そのことで、昨年度、津市障がい者相談支援センターで事業を実施させていただいていましたけれども、情報管理の見直しという観点から、平成30年からはいなば園の一つの部屋で、今まで持っていた利用者の個人情報を一つの部屋で情報管理させていただいているということです。

(市川委員)センターパレスでは個人情報をちゃんと管理できてないという指摘をされたから移ったのですか。この辺の経緯が、少し私にはよくわからないのですけれども。

(事務局)いなば園が行っている事業というのは、県の委託事業です。県がいなば園に委託している、市が委託しているわけではございません。その活動場所がセンターパレスでありました。それで、他圏域で起こったことを起因として、県から、事業が違うのに同じ場所で行うことはよろしくないというようなご指導があったということで、いなば園としては、いろいろとご検討をされて、場所を移し、平成30年度はいなば園で事業を行うことになったということです。

(市川委員)はい。わかりました。ありがとうございます。

(千草会長)1番の障がい児相談実人数で、この「登録者数」というのが、299

名ということですね。

(内田委員)はい。

(千草会長)登録者数が299名で、障がい児の相談件数が、実人数が750名、相談機関等からの相談件数の実人数が477名ということですが、この299名の方が登録をされる、この「登録」というのは、どういうことですか。

(内田委員)登録は、保護者に確認し、個人情報管理を管理させてもらうこと、「住所等を管理させてもらっていいですか」という登録です。

(千草会長)それが登録。それで、登録せずに相談する人もたくさんいるということですね。

(内田委員)そうです。それが、電話の件数等になっており、「名前は言えませんが」とか「実は県外にありますが」とか、いろいろな電話を受けております。

(千草会長)そういうことなのですね。相談はするけども登録したくないという人もいるわけですね。

(内田委員)そういう方もいます。

(千草会長)わかりました。

(高鶴副会長)登録すると、何かのときには相談しやすいのですね。

(内田委員)そうですね。そのときに「この個人情報を各関係機関と連携させてもらって、お伝えすることは大丈夫ですか」というお尋ねをさせてもらって、「いいですよ」ということで、同意書のようなものを書いていただいて管理させていただきます。

(高鶴副会長)この児童のも登録ですけれども、成人も、相談支援センターに登録してという形で、何かあったときにはそこにもうある程度のものがあるので相談に乗ってもらいやすいということと、それから、自分が住んでいる地元で相談をすると個人が特定されるということで、遠方から電話をかけてこられる方もいらっしゃる。

(千草会長)では、よろしいでしょうか。

(意見・質問等なし)

(千草会長)では、次に事項書の（７）「平成２９年度就業・生活支援事業の実績報告について」説明をお願いします。

(後藤委員)支援センター「ふらっと」の後藤です。資料の６をご覧ください。

ふらっとも登録制になっており、昨年度の実績です。現在の登録に関しましては、身体の方が７５名、知的の方が２３０名、精神の方が２２０名の、計５３９名となっております。その他に関しましては、その下に内訳が載っておりますけれども、その他の「その他」に関しましては、診断が確定していない方、「疑い」という形で明確に出ていない方になっております。平成２９年度中に新規に登録された方の数が４２名でした。その下、新規の求職者数が４５名となっております。こちらは、新規の登録ではなくて、既に登録がある方も「今の職を辞められて、また就職活動しますよ」という方もカウントされております。

支援の実施状況ですけれども、手段に関しましてはこの表のとおり合計は４，６０５件です。内容に関しましては下の表のとおりとなっております。

就職件数ですけれども、一般の事業所への就職件数、こちらは、一般労働と言われる週３０時間以上の労働のあった方が４２名、週２０時間以上３０時間未満の短時間労働の方が１４名、短時間より短い方が２名で、計５８名となっております。その下、こちらは、Ａ型のほうに繋がった方になっております。その方が５名いらっしゃいました。その下の、上記①②以外の就職件数１件とありますけれども、こちらは１カ月未満の雇用になっております。あと、職場定着に係る職場への訪問の実施件数が６９６件でした。雇用主、事業主、企業への支援の実施状況としまして、相談・支援を行った事業所数が１０３事業所ありました。支援件数としましてはその下ですが、１，４９１件となっております。

参考としまして、平成２４年度から平成２９年度までの、就職者数と、Ａ型へ行かれた方と、あと、実習件数を載せてあります。

ここ２～３年ぐらい自立支援協議会のしごとワーキングのメンバーでも話されておりますけれども、「準備段階の支援をもっと充実していきたい」というところで、移行支援事業所との連携に力を入れてきました。その辺りが少し進んだこともあって、まだここに数字は載っておりませんが、登録者の定着率も昨年度より１０パーセントぐらい伸びている状況です。この辺りは成果が出てきたかなと思っております。ただ、それに反しまして、やはり、精神の方の定着率は依然低い状況にあります。この辺りは少し医療との連携がなかなかできて

いないところが原因かなと思っていますので、引き続き課題かなと思っています。あと、支援内容に関しましても、就業面と生活面の一体的な支援というのが、この就業・生活支援センターですけれども、以前はどうしても職能的なところの支援のウエイトが大きかったのに比べて、今はやはり、生活部分等々も含めたトータル的な支援が非常に増えてきています。移行支援の利用にもかかってくると思うのですけれども、やはりそうなってくると、計画相談・特定相談との連携というのが不可欠になってきますので、その辺り昨年度は、津市障がい者計画相談支援事業所連絡協議会にも研修の機会をいただいたり、あと、ワーキングの取組を共有させてもらったりという機会もありましたので、引き続き連携を深められるようにしていきたいと思っています。以上です。

(千草会長)ありがとうございます。ただ今の報告に関しまして、何かご意見・ご質問等ありましたらどうぞ。はい、どうぞ。

(浅沼委員)定着率のお話がありましたが、それは、このどこかに載っていますか。

(後藤委員)ここには載っていません。

(浅沼委員)大体どれぐらいの定着率なのでしょうか。

(後藤委員)就業・生活支援センター年次報告のところで、半年定着と1年定着というのを採っています。大体で80～90パーセントぐらい。半年で大体90パーセント近くで、1年で80パーセントぐらいです。これも全障がいを含めた数字になります。

(千草会長)ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

(意見・質問等なし)

(千草会長)よろしいでしょうか。ありがとうございます。

では、事項書の(8)になりますが、「平成29年度障がい者虐待防止対応について」説明をお願いします。

(事務局)「平成29年度障がい者虐待防止対応について」ですが、平成24年の10月から施行されました障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援

等に関する法律、いわゆる障害者虐待防止法によりまして、本市においても、通報窓口を設けております。

本日お配りしました、障がい者相談支援センターのパンフレットの内側の右側の一番下のところに「虐待ではないかと思ったら…」というような項目がございます。ここを通報窓口として周知させていただいております。「障がい者虐待ではないかと疑われる行為や状態を見つけたら、下記の相談窓口にご連絡ください。どんな場合でも通報者の秘密は守られます。」ということで、平日の8時半から5時15分までが、津市障がい福祉課、あるいは、津市障がい者虐待防止センター、これが、障がい者相談支援センターに併設しております。電話番号は別の直通の電話番号を設けておりまして、平日はこのような対応で、どちらにかけさせていただいてもいいということになっております。市役所の窓口が休みの土曜日、日曜日、祝日、それから、年末年始、夜間など、平日の常勤以外の時間については、津市障がい者虐待防止センターの電話にかけると、センターは休館ですが、職員が輪番で転送される電話を持っていて、電話が入れば、すぐに連絡が取れるような体制を取っています。それで、休日・夜間についての通報がありましたら、ただちに市の担当職員に連絡をいただき、迅速に動ける体制を取っています。

なお、平成29年度の状況につきましては、ご覧いただいている資料のとおりでございます。

(千草会長) ただ今の報告に関して、何かご質問等ございましたらどうぞ。

(意見・質問等なし)

(千草会長) よろしいでしょうか。それでは、最後になりますが、事項書の(9)「平成30年度事業計画について」説明をお願いします。

(事務局) 資料8の、まず「平成30年度 自立支援協議会(本会・専門部会・ワーキンググループ・事務局会議)開催予定」という表でございます。

本会につきましては、今日、5月の第1回をもちまして、開催させていただいて、次に、10月を第2回、2月を第3回、今年度は年3回の開催予定としております。

差別解消の専門部会でございますが、第1回を10月に開催させていただいて、2月に第2回というような計画でおります。

くらしワーキング、しごとワーキング、それから、地域移行ワーキングは入所施設班と精神保健福祉班と、この4つのワーキングを6月から開始しまして、2

か月に1回で開催して計5回、それぞれのワーキング5回を開催していきたいと思っております。

そして、「地域生活支援拠点・基幹型相談支援センター検討委員会」については、委員の皆様をご選任いただきましたが、まだ日程が決まっておりません。あくまでも予定でありますので、日程が決まり次第ご連絡させていただきます。

事務局会については、ワーキングを開催するについての打ち合わせということで、これはワーキングの開催月に開催させていただいて、支援センターの職員と市の職員とで開催させていただくという計画であります。

平成30年度津市地域自立支援協議会のワーキングの編成と、それから、どのようなことをいつ検討していくかということで、まだまだこれは案でございますので、このとおりに進めたいとは思いますが、集まっていた委員の皆さんのご意見を取り入れながらよりよいものをつくっていったり、また、年度途中の10月とかには、ワーキングの進捗状況の中間報告をさせていただいたりとか、それから、2月の本会（第3回）のところでは、30年度の概略の報告をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

（千草会長）ありがとうございます。会議の開催予定、それから、ワーキングの案とかも出ておりますが、いかがでしょうか。何かご意見等ございましたら。

（意見・質問等なし）

（千草会長）特によろしいでしょうか。では、このような予定でお願いをいたします。これで議事はすべて終わりました。どうもありがとうございました。

（事務局）ありがとうございました。委員の皆様には、2年間よろしくお願いいたします。

なお、次回の会議につきましては、10月を予定しています。日程が決まり次第、各委員の皆様へのご連絡と会議資料のご送付をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。本日はお忙しい中、長時間にわたりありがとうございました。